



東日本大震災の復旧・復興に向けた PFI/PPPの活用に関する提言を中心に

2011年8月11日(木) 14:00-14:40
土木学会講堂

インフラPFI研究小委員会

<http://www.jsce.or.jp/committee/cmc/infra-pfi/>

委員長 宮本和明

1

今期('10年度-'11年度)の活動

- 部会活動
 - 3部会に分かれての調査研究活動
- 提言活動
 - 国土交通省新たなPPP/PFI提案
 - 土木学会東日本大震災特別委員会建設マネジメント特定テーマ委員会としての提言

2

部会活動

- ベストパートナーシップガイドラインの作成(部会長: 渡会英明副委員長)
- 市域道路ネットワークの修繕・維持管理PFI事業の具体化へ向けて(部会長: 大島副委員長)
- リスクを考慮した財務・経済・ファイナンス総括表による分析(部会長: 宮本和明委員長)

3

PFI/PPP事業における ベストパートナーシップガイドライン 部会活動内容・計画

ガイドライン作成の背景

すべての段階で不完全性、不完備性があることを官民双方が認識しなくてはならない。
PFIは長期契約であるので、事業期間中に種々の問題が生じるのは当然。
不合理な変更を官が民に押し付けるようなことは厳に慎まなければならない。
PFIは官民の対等なパートナーシップが基本。

ガイドラインの主な内容

1. 目的
2. 紛争の未然防止のための方策
 - ①可能性調査段階、②実施方針の公表&官民対話段階、③公募段階、④契約段階、⑤設計段階、⑥建設段階、⑦維持管理段階、⑧契約満了時段階
3. 紛争解決のための方策(第三者による調停・仲裁)
建設工事紛争審査会、紛争処理費用等
4. ベストパートナーシップを形骸化させないために
プロポーザル方式、コンペ方式、QBS(Quality Based Selection)方式等
5. 関係法令

4

市域道路ネットワークの修繕・維持管理 PFI事業の具体化に向けた検討 部会活動内容・計画

想定事業

道路PFI事業の導入可能性検討

■ 昨年度活動

平成22年度 国土交通省による
「新たなPFI/PPP事業」提案募集に応募
→今年度 具体化検討を行う



参考事例
英国ポーツマス市 Road Management PFI
延長400kmを超える市域道路ネットワーク施設
の修繕・維持管理事業をPFIで実施

- モデルエリア(市町村)を想定し、**市域全体**
または **市域を跨がる広域道路ネットワーク全体を対象**
- 道路ネットワーク施設の**修繕・維持管理を包括して**
PFI事業で実施 * 修繕に係わる資金調達は民間
- 事業方式(PFI法に基づく事業)
 - ・BTO方式(施設所有権は公共)
 - ・サービス購入型(サービス対価を公共が支払う)
- 事業(契約)年数 10年程度以上を想定

検討内容

主な検討課題、検討項目

- ・業務範囲 修繕及び維持管理業務の官民分担
- ・道路種別 幹線道路に限定するかどうか
- ・道路管理者 所管を跨ぐ道路を対象とするか
- ・導入効果 定量的効果、VFM評価、等
- ・事業プロセス 事業実施プロセス
- ・リスク分担 官民分担、リスクの定量的評価、契約規定等
- ・要求水準 性能発注による要求水準
- ・業績監視 モニタリングにもとづく業績評価・支払
- ・付帯事業 道路空間を利用した付帯(収益)事業 ...等々

インフラPFI研究小委員会

5

リスクを考慮した財務・経済・ファイナンス総括表に よる分析 部会活動内容・計画

可能性が高い一つの事業形式

- 最終負担は「合併施工方式」に類似
 - ・独立採算(利用者からの支払い)部分
=(料金収入)-(運営費)
 - ・サービス購入(税金からの支払い)部分
=(全事業費)-(独立採算部分)
- 全額民間資金調達によるPFI
 - ・初期費用全額をプロジェクトファイナンス
 - ・独立採算部分とサービス購入部分で異なるスプレッド(金利差)
 - ・早期供用効果が期待できる。

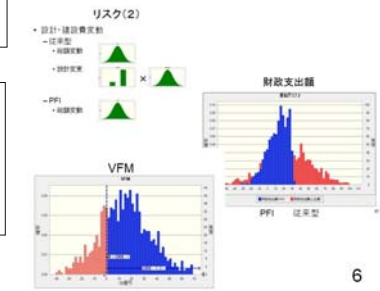
総括表

- 経済表(費用便益分析)
- 財務表
- ファイナンス表
- 財政支出表(財政支出・税収)

インフラPFI研究小委員会

経済・財務・ファイナンス総括表(PFI)

項目	事業者	融資者	利用者	社会	地主	政府	合計
建設費	-50						-50
用地費						-30	-30
運・維・管費	-40						-40
料金	100						100
利用者便益			-100				0
地価上昇				-24	24		0
物価下落							0
融資	50	-50					0
返済	-66	66					0
サービス購入料						-17	-17
税金	-4	-5	-6	-5	-8		-29
合計	7	-11	26	19	16	-18	60



6

国土交通省新たなPPP/PFI提案 (2010年11月)

- ・ PFI手法が適切と思われる道路事業の実施
- ・ 市域道路ネットワークの修繕・維持管理PFI事業(モデル事業)
- ・ 体系的リスク分析とマネジメント実施のルール化

7

東日本大震災の復旧・復興に向けた PFI/PPPの活用に関する提言

土木学会 東日本大震災特別委員会
建設マネジメント特定テーマ委員会
インフラPFI研究小委員会

2011年5月11日公表

土木学会インフラPFI研究小委員会:
<http://www.jsce.or.jp/committee/cmc/infra-pfi/> 8

[問題意識]

- 導入に際しては、PFI/PPPの特性を十分に理解したうえでの議論が必須
- 復旧段階においてはPFI/PPPの活用において課題
- VFM(バリューフォーマネー)向上の主な源泉は、官民の適切なリスク分担と民間のノウハウ競争
- VFMを生む一連の過程を省略・簡易化する手続きはPFI/PPPの導入メリットを毀損
- 復興財源としてはPFI/PPPによる民間資金の活用を通じた財源確保が重要な選択肢

9

提言1:PFI/PPPに適した事業を正しく峻別し、積極的な検討を。

- PFI/PPPは公共サービスの調達手段
- 大前提は迅速な復旧としっかりとした復興計画の立案
- 個々の事業の緊急性をまず峻別し、さらに事業特性に基づいて調達方式を検討
- 「従来型公共事業として実施すべき事業」、「PFI/PPPでも実施できる事業」、より積極的に「PFI/PPPによる実施を図るべき事業」等、調達方式を選択

10

提言2:緊急整備が必要な施設は迅速に従来型公共事業として整備し、収益施設においては公共施設等運営権方式の導入検討を。

- 緊急性が高い復旧事業に関しては従来型公共事業として迅速に実施
- PFI/PPPの検討はかえって時間遅れによる社会的損失
- 早急な復旧・整備の後、収益性がある施設については、改正PFI法に基づく公共施設等運営権方式の導入を検討
- 適している場合はその運営権の売却料収入によって早期に公的投下資金(の一部)を回収し、復興事業の財源

11

PFI法の改正

(5月24日成立)

- PFI対象施設の拡大
 - 賃貸住宅、船舶/航空機、人工衛星
- 民間事業者による提案制度の導入
- 公共施設等運営権の導入
- 民間事業者への公務員の派遣等についての考慮
- 民間資金等活用事業推進会議の創設
 - 会長:内閣総理大臣

12

提言3: 2~3年以内の整備を目指す施設のうち既に国内でPFI/PPPの適用実績があるものは国あるいは県の全面的な支援のもとでのPFI/PPPの検討を。

- 対応が困難な被災市町村においては、**国あるいは県の全面的な支援**
- 既にPFI/PPPの**国内事業実績がある分野**では積極的に検討
- 既存のスキームの適用により効率化と時間短縮
- 国あるいは県が複数の市町村を広域的に一括支援することにより、個々には小さな施設であってもPFI/PPPとして事業化が**可能な規模まで一体化(バンドリング)**することで事業効率性が向上

13

提言4: 復興計画における適切な事業形成を。

- 長期の復興計画の**各段階での施設整備計画**
- 復旧段階においても**復興段階を視野に入れて**の事業形成が必要
- 復興計画の理念に則し地域特性を生かした**事業提案を民間から募る仕組み**を用意
- PFI/PPPはあくまでも事業調達の手段であり、**平時での事業方式の選択基準に準ずるべき**
- 復興計画は、被災地のみならず、全国さらには国際的な視点から策定、実施されるべきものであり、対象とする事業も**全国的な視野**で見る必要

14

提言5: 被災地への公的資金を確保するために、被災地以外の地域でのPFI/PPPのより一層の推進を。

- **被災地へ投入すべき公的資金を確保するために、全国的に推進することにより公的財政支出を削減**
- **被災地以外での公共サービスの効率化**により経済活動が活性化、**税収増加の副次効果**
- 既に実績がある事業分野、**特に国の補助事業分野でのより一層の促進**
- **新しい事業分野**、たとえば、昨年度の国土交通省「新たなPFI/PPP事業」で提案された事業等の中で適切なものについては積極的に実施

15



2011年5月12日 16